

平成 26 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について  
(総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

I. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果 (全体概要)

【総務大臣分】

| 区 分                               | 団体数               | 割合                      |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 調 査 団 体 数                         | 7 6 0<br>(前回 907) |                         |
| (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの | 7 3 4<br>(前回 869) | 9 6 . 6 %<br>(前回 95.8%) |
| (2) 会計帳簿に記載不備があったもの               | 4<br>(前回 11)      | 0 . 5 %<br>(前回 1.2%)    |
| (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの    | 2 0<br>(前回 26)    | 2 . 6 %<br>(前回 2.9%)    |
| (4) (2)及び(3)が複合したもの               | 2<br>(前回 1)       | 0 . 3 %<br>(前回 0.1%)    |

【都道府県選管分】(Q1関係)

| 区 分                               | 団体数                    | 割合                      |
|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 調 査 団 体 数                         | 2, 3 3 2<br>(前回 2,793) |                         |
| (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの | 2, 2 8 7<br>(前回 2,725) | 9 8 . 1 %<br>(前回 97.6%) |
| (2) 会計帳簿に記載不備があったもの               | 6<br>(前回 11)           | 0 . 2 %<br>(前回 0.4%)    |
| (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの    | 3 9<br>(前回 57)         | 1 . 7 %<br>(前回 2.0%)    |
| (4) (2)及び(3)が複合したもの               | 0<br>(前回 0)            | 0 . 0 %<br>(前回 0.0%)    |

【参考：総務大臣分+都道府県選管分】

| 区 分                               | 団体数                    | 割合                      |
|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 調 査 団 体 数                         | 3, 0 9 2<br>(前回 3,700) |                         |
| (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの | 3, 0 2 1<br>(前回 3,594) | 9 7 . 7 %<br>(前回 97.1%) |
| (2) 会計帳簿に記載不備があったもの               | 1 0<br>(前回 22)         | 0 . 3 %<br>(前回 0.6%)    |
| (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの    | 5 9<br>(前回 83)         | 1 . 9 %<br>(前回 2.2%)    |
| (4) (2)及び(3)が複合したもの               | 2<br>(前回 1)            | 0 . 1 %<br>(前回 0.0%)    |

## Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（総務大臣分）

### 1. 全体概要

| 区 分  | 団体数          | <参考>H25      |
|--|--------------|--------------|
| 平成26年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった国会議員関係政治団体   | 760          | 907          |
| 記載例(1)の内容で提出されたもの<br>(うち収支報告書に支出が計上されていないもの) | 676<br>( 11) | 799<br>( 11) |
| 記載例(4)の内容で提出されたもの                            | 58           | 70           |
| 記載例(2)の内容で提出されたもの                            | 4            | 11           |
| 記載例(3)の内容で提出されたもの                            | 20           | 26           |
| 記載例(2)及び(3)の内容の複合形で提出されたもの                   | 2            | 1            |

(参考) 前回の政治資金監査報告書において指摘事項のあった団体の状況

| 平成25年分     | 団体数 |   | 平成26年分     | 団体数 |
|------------|-----|---|------------|-----|
| 記載例 (2)    | 6   | } | 記載例(1)     | 2   |
|            |     |   | 記載例(4)     | 0   |
| 記載例 (3)    | 21  | } | 記載例(2)     | 4   |
|            |     |   | 記載例(3)     | 0   |
| 記載例(2)&(3) | 1   | } | 記載例(2)&(3) | 0   |
|            |     |   | 記載例(2)     | 0   |
|            |     |   | 記載例(3)     | 0   |
|            |     |   | 記載例(2)&(3) | 0   |

※ ( ) 書きの数値は解散団体数

[ ] 書きの数値は年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった団体数

【 】 書きの数値は年の途中で都道府県選管届出団体となった団体数

## 2. 個別事項別件数

### (1) 会計帳簿に記載不備があったもの

| 指 摘 事 項      | 件 数 | <参考>H25 |
|--------------|-----|---------|
| ① 支出を受けた者の氏名 | 1   | 4       |
| ② 支出を受けた者の住所 | 5   | 8       |
| ③ 支出の目的      | 2   | 3       |
| ④ 支出の金額      | 1   | 0       |
| ⑤ 支出の年月日     | 2   | 2       |
| 計            | 11  | 17      |

※ 複数の指摘事項がある団体があるため、上記の指摘件数の計と指摘団体数とは一致しない。

### (2) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの

| 指 摘 事 項                               | 件 数 | <参考>H25 |
|---------------------------------------|-----|---------|
| ① 領収書等亡失等                             | 17  | 22      |
| ② 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費              | 3   | 3       |
| ③ 当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載 | 1   | 0       |
| 計                                     | 21  | 25      |

## 3. 政治資金監査の実施場所

| 区 分                  | 団体数     | <参考>H25 |
|----------------------|---------|---------|
| ① 主たる事務所で実施したもの      | 608     | 722     |
| ② 主たる事務所以外の場所で実施したもの | 152     | 185     |
|                      | (20.0%) | (20.4%) |

### Ⅲ. 政治資金監査報告書の記載不備等の状況（総務大臣分）

【注】下記2，3に掲げる「件数」は誤差があり得るほか、前回調査と今回調査とでは、調査母数に差があること、分析の精度にも差異が生じている可能性が否めないことに留意が必要。

#### 1. 共通部分（形式審査時の指摘例等）

##### ①あて名、氏名等

- ・誤った登録番号を記載していた
- ・省令で規定している3項目（「監査の概要」、「監査の結果」、「業務制限」）のほか、「4 その他」としてフォローアップ研修へ参加等した旨を記載していた

##### ②「1 監査の概要（1）～（3）」

- ・収支報告書提出の根拠規定の記載誤り
- ・旧記載例（平成×年×月×日から平成×年×月×日）を使用していることによる監査対象期間の記載誤り

#### 2. 「1 監査の概要（4）」（主たる事務所以外の場所で実施 152団体 H<sup>25</sup> 185団体）

##### ① マニュアルで例示している理由以外の理由が記載されていたもの

42団体 <参考>H<sup>25</sup> 46団体

| 区 分                         | 件数  | <参考>H <sup>25</sup> |
|-----------------------------|-----|---------------------|
| ・効率的な実施のため                  | 22件 | 18件                 |
| ・監査に時間を要するため                | 2件  | 5件                  |
| ・遠隔地であるため又は監査人の事務所が近いため     | 5件  | 6件                  |
| ・会計帳簿等の関係書類を他の事務所等に保管しているため | 6件  | 7件                  |
| ・書類が少ないため                   | 2件  | 3件                  |
| ・監査人自身の怪我等のため               | 1件  | 1件                  |
| ・その他                        | 4件  | 6件                  |

※ 複数の理由を記載している団体があるため、件数の合計と該当団体数は一致しない。

注) マニュアルにおいて例示している理由

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

② 具体の場所及び住所が記載されていないもの 13団体 <参考>H②⑤ 31団体

| 区 分   | 件数  | <参考>H②⑤ |
|---|-----|---------|
| ・「監査人の事務所」、「議員会館」、「会計責任者の事務所」との記載又は他の政治団体名の記載にとどまり、住所の記載がないもの | 4団体 | 16団体    |
| ・住所のみ記載しているもの   | 9団体 | 15団体    |
| ・場所も住所も記載していないもの  | 0団体 | 0団体     |

3. 「2 監査の結果」

(1) 第1号監査事項（保存対象書類の確認） <参考>H②⑤

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| ①保存されていた書類が列記されていないもの  | 5件  | 9件  |
| うち「会計帳簿等の関係書類」と記載されているもの   | 5件  | 9件  |
| ②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの<br>（支出がゼロにもかかわらず、「領収書等」などが列記されているものや、支出があるにもかかわらず「領収書等」などの関係書類の記載がないもの 等） | 63件 | 72件 |
| ③その他記載例以外の記述   |     |     |
| ・「少額領収書等の宛名についての助言」など記載例にそぐわない記載   | 29件 | 44件 |

(2) 第2号監査事項（会計帳簿の必要記載事項の確認） <参考>H②⑤

|                              |    |    |
|------------------------------|----|----|
| ①記載例(2)の「○○」部分について特異な記述があるもの |    |    |
| ・「住所の全てに記載不備・・・が見られたものの」     | 0件 | 1件 |
| ・記載不備の内容が記載されていない            | 0件 | 1件 |
| ②その他記載例以外の記述                 |    |    |
| ・会計帳簿を「会計帳簿等の関係書類」と記載        | 1件 | 2件 |
| ・「記載されているか不明」と記載             | 0件 | 1件 |
| ・支出のない旨の記載                   | 0件 | 2件 |

(3) 第3号監査事項（収支報告書の必要記載事項の確認） <参考>H②⑤

|  |     |      |
|--|-----|------|
| ①保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの | 92件 | 105件 |
| ②列記された書類が(1)に記載された保存書類と異なるもの                   | 24件 | 28件  |
| ③その他記載例以外の記述                                   |     |      |
| ・領収書等の必要記載事項に関する指導内容を(5)として記載                  | 0件  | 1件   |
| ・「領収書の支出の目的の記載不備が一部に見られた」旨の記載                  | 0件  | 1件   |

|                           |    |    |
|---------------------------|----|----|
| ・「表示されていたかについては不明」との記載    | 0件 | 1件 |
| ・「収入・支出の事実がないため該当ない」との記載  | 0件 | 2件 |
| ・「通帳」を確認書類に加えて記載しているもの    | 0件 | 1件 |
| ・「会計帳簿の状況が表示されていた」との記載    | 0件 | 1件 |
| ・解散団体に係る収支報告書提出の根拠規定の記載誤り | 3件 | 1件 |

(4) 第4号監査事項（徴難明細書等の必要記載事項の確認）

〈参考〉H②⑤

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| ①(4)の記載がないもの   | 1件  | 6件  |
| ②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの<br>(支出がゼロにもかかわらず「徴難明細書」などが会計帳簿に基づき記載されていたとするもの 等) | 75件 | 94件 |
| ③(1)及び(3)の記載との関係で形式的に整合的でないもの  | 9件  | 22件 |
| ④その他記載例以外の記述   |     |     |
| ・書類名の誤り  | 19件 | 17件 |
| ・「記載されていたかについては不明」との記載   | 0件  | 1件  |
| ・「収入・支出の事実がないため該当なかった」との記載   | 0件  | 1件  |

(5) その他（「(5)」など任意の追記）

〈参考〉H②⑤

|  |    |    |
|--|----|----|
| ①支出目的及び支出年月日が記載されていない領収書についての指導内容を記載           | 0件 | 1件 |
| ②不備のある領収書を徴難明細書として処理                           | 0件 | 1件 |
| ③今後収支の明細が判明し次第、本件報告書の訂正内容について監査を受けることを確認した旨の記載 | 0件 | 1件 |

4. 「3 業務制限」  
なし

#### IV. 提出書類全般に係る不備等の状況（総務大臣分）

##### 1. 収支報告書（支出部分）

- ・ 支出項目の誤り
- ・ 様式（その14）～その16のいずれか又はすべての添付漏れ
- ・ 支出年の記載誤り

##### 2. 収支報告書以外の提出書類

- ・ 領収書等の写しなど収支報告書と併せて提出する書類の添付漏れ
- ・ 提出書類の必要記載事項の記載漏れ
- ・ 領収書等の写しの編纂がずさんで、各支出との対応関係が分かりにくい
- ・ 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要のない書面の提出

## V. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（都道府県選管分）

[注] 以下の質問項目によっては、感想にとどまっている回答が含まれることに留意。

### 1. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q 2. 政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

|   | (単位：選管数) | <罫>H⑤ |
|---|----------|-------|
| ●なかった   | 32       | 24    |
| ●あった  | 15       | 23    |
| 収支報告書提出の根拠規定（法第12条第1項又は法第17条第1項）が正しく記載されていなかった  | 8        | 19    |
| 監査の概要の（1）及び（3）に記載する書類が正しく記載されていなかった   | 11       | 8     |
| その他   | 7        | 4     |
| (主なもの)<br>・ 監査の対象期間が平成26年となっていなかった（「平成26年1月1日から12月31日まで」等）。<br>・ 正式な政治団体名が記載されていなかった。 |          |       |

Q 3. 政治資金監査は、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった場合、主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要（4）」に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった政治資金監査のうち、その理由について、記載例の（注）で示された理由と異なる理由が記載されていた（若しくは理由が記載されていなかった）ものはありましたか？また、住所が併記されていないものはありましたか？

|                           | (単位：選管数) | <罫>H⑤ |
|---------------------------|----------|-------|
| ●すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた | 10       | 8     |
| ●主たる事務所で行われなかった政治資金監査があった | 37       | 39    |

※主たる事務所で行われなかった政治資金監査があったとする団体について

|  | (単位：選管数) | <罫>H⑤ |
|--|----------|-------|
| 理由はすべて記載例に従って記載されていた                                       | 25       | 27    |
| 理由が記載例と異なる記載となっていたものがあった                                   | 4        | 7     |
| (主なもの)<br>・ 主たる事務所が狭隘であったため<br>・ 会計帳簿等の関係書類が他の場所に保存されていたため |          |       |
| 理由が記載されていないものがあった  | 8        | 9     |



|                           |     |     |
|---------------------------|-----|-----|
| 主たる事務所以外での実施場所はすべて記載されていた | 3 4 | 3 6 |
| 実施場所が記載されていないものがあった       | 2   | 3   |
| 住所はすべて記載されていた             | 2 3 | 1 6 |
| 住所が記載されていないものがあった         | 1 3 | 2 3 |

Q 4. 政治資金監査報告書の「2 監査の結果」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H25

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| ●なかった  | 2 5 | 2 8 |
| ●あった   | 2 2 | 1 9 |
| 記載例 (1) ~ (4) 共通   |     |     |
| 保存されていないはずの書類が記載されていた、又は保存されているべき書類が記載されていなかった   | 1 4 | 1 4 |
| 監査の結果の (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきにもかかわらず異なる書類が記載されていた   | 3   | 2   |
| 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、監査の結果の (4) を削除していた。   | 1 0 | 8   |
| その他  | 5   | 4   |
| (主なもの)<br>・該当がないにもかかわらず、記載例 (3) の別記 (1) が記載されていた。<br>・記載例 (3) 該当の団体で、「(別記)を除き、」が記載されていなかった。<br>・監査の結果の (1) に「領収書等を徴し難かった支出の明細書・・・」が保存されていたと記載されているにもかかわらず、(4) では同一の書類について存在しなかったと矛盾した記載があった。<br>・監査の結果 (4) に「振込明細書」が記載されていた。<br>・支出がないにもかかわらず、監査の結果 (3) において「支出の状況が表示されていた」と記載されていた。 |     |     |
| 記載例 (2)  |     |     |
| 会計帳簿に記載不備があった事項 (支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項) が具体的に明記されていなかった   | 1   | 1   |
| 記載例 (3)  |     |     |
| 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった   | 1   | 3   |
| (別記) に、「領収書等亡失等一覧表」、「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費」、「当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの」以外の事項が記載されていた (又は何も記載されていなかった)  | 1   | 0   |

Q 5. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

(単位：選管数)

〈表〉H25

| ●ない   | 3 4 | 3 2 |
|---|-----|-----|
| ●ある   | 1 3 | 1 5 |
| <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不備（表間の突合、領収書との突合等）が多く、不備がないよう確認の徹底をお願いしたい。</li> <li>・収支報告書が領収書等に基づいて支出の状況が記載されていたと記載されているが、実際には領収書と支出年月日や支出先・住所等が相違していることが散見され、また、政治資金監査報告書の記載内容も支出が0であるにもかかわらず、領収書が保管されていたなどと事実と相違すると思われる記載が散見されるため、監査をしっかりと行っていただきたい。</li> <li>・金額の足し上げ等、明らかな形式的不備のある収支報告書についても、政治資金監査報告書が添付されているケースが散見されるため、きちんと収支報告書の内容を確認の上、当該報告書を作成されるようお願いしたい。</li> <li>・政治資金監査実施後の収支報告書であっても簡易な誤り（計算誤りや領収書との不整合等）が見受けられるため、より厳格な政治資金監査の実施を依頼する。</li> <li>・「2 監査の結果」には監査人が保存を確認した書類を記載することになっているが、明らかに保存されていない書類を含め、記載例に列挙されている全ての書類を記載しているケースが多数みられた。実際に保存書類を確認しているのか疑問が生じかねないので、事実即して記載をお願いしたい。</li> <li>・従前の記載例からの変更点が修正されていない報告書が多数みられる。最新の政治資金監査マニュアルに沿って監査を行うよう徹底してもらいたい。</li> <li>・監査を受けているにもかかわらず、収支報告書に計算ミスや領収書との金額不一致等が多数みられる。監査に対する信頼性が損なわれないよう、十分な監査をお願いしたい。</li> <li>・計算ミスや領収書との不整合など、政治資金監査をしていれば当然気づくような誤りをその過程で指摘してもらえれば、選管の負担の軽減にもつながりありがたい。</li> <li>・政治資金監査マニュアルに記載する、公選法上の支出の有無についての確認を徹底してほしい。</li> <li>・支出を受けた者の氏名、住所、支出年月日と領収書記載事項との整合をとっていただきたい。支出の目的が記入されていない領収書等が散見される。</li> <li>・政治資金監査を受けているにもかかわらず、領収書と収支報告書の日付や金額が不一致であったり、合計金額の計算誤り等が散見されるため、政治資金監査の徹底が必要と思われる。</li> <li>・政治資金監査報告書が提出されているにもかかわらず、収支報告書の記載に少なからず不備が見受けられる。課された義務に対応するための形式的な監査報告ではなく、実質的な収支報告書のチェックをお願いしたい。</li> <li>・登録政治資金監査人の業務範囲を「支出」だけでなく、「収入」も含むこととして、収支報告書全体に責任を持つようにしていただきたい</li> <li>・マニュアルや記載例があるので、それに則って作成してほしい。</li> <li>・収支の計算不突合、領収書の記載誤りが散見されるため、確認していただきたい。</li> </ul> |     |     |

## 2. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 6. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数) <表>H⑤

|   |    |    |
|---|----|----|
| ●なかった   | 26 | 9  |
| ●あった  | 21 | 38 |
| 支出項目が間違っていた   | 8  | 16 |
| 様式その14～その16のいずれか又はすべてについて添付漏れがあった   | 9  | 16 |
| その他   | 12 | 10 |
| (主なもの)<br>・領収書等の記載内容と収支報告書の記載内容(支出の目的、年月日)の不一致。<br>・様式その15の項目別区分が不適切。<br>・様式その16を添付しているにもかかわらず、様式その13の備考の不記載。<br>・収支報告書上の記載不備(年月日、支出先の氏名・住所)。 |    |    |

※「あった」とする団体について

(単位：選管数)

| 不備等を指摘した団体の割合 | 1～3割 | 4～6割 | 7～10割 | 計  |
|---------------|------|------|-------|----|
| 平成25年分に比し     |      |      |       |    |
| 減っている         | 5    | 0    | 0     | 5  |
| ほとんど変わらない     | 7    | 5    | 3     | 15 |
| 増えている         | 1    | 0    | 0     | 1  |
| 小計            | 13   | 5    | 3     | 21 |
| 不明            |      |      |       | 0  |

Q 7. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数) <表>H⑤

|  |    |    |
|--|----|----|
| ●なかった  | 22 | 11 |
| ●あった   | 25 | 36 |
| 領収書等の写しなどの書類の添付が漏れていた  | 21 | 29 |
| 書類の必要記載事項の記載が漏れていた   | 13 | 22 |
| 領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくかった   | 13 | 23 |
| その他  | 4  | 3  |
| (主なもの)<br>・徴難明細書において、会計責任者の押印が漏れていたものがあった。<br>・振込明細書に係る支出目的書が目的ごと別葉とされていなかった。<br>・領収書等を徴し難かった事情が正しく記載されていなかった。<br>・請求書や預金通帳の写し等添付不要な書類の提出があった。 |    |    |

### 3. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について（※回答時点の状況）

Q 8. 収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

ある場合、収支報告書の支出の訂正の時点又はその後において、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、収支報告書の支出の内容について訂正があったにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H25

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| ●なかつた   | 2 5 | 2 7 |
| ●あつた  | 2 2 | 2 0 |
| 登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があつた | 7   | 5   |
| 収支報告書の支出の内容について訂正があつたにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体があつた                    | 1 5 | 1 7 |

Q 9. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体はありましたか？

ある場合、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H25

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| ●なかつた   | 4 5 | 4 7 |
| ●あつた  | 2   | 0   |
| 登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があつた | 1   | 0   |

Q 10. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあつたため、訂正後の政治資金監査報告書を提出した政治団体はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H25

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| ●なかつた | 3 1 | 3 9 |
| ●あつた  | 1 6 | 8   |

#### 4. 少額領収書等の写しの開示制度について

Q11. 少額領収書等の写しについて、昨年度、開示請求はありましたか？

(単位：選管数)

<参>H⑤

|  |    |    |
|--|----|----|
| ●なかった  | 11 | 38 |
| ●あった   | 36 | 9  |
| 公序良俗に違反するため不開示とした案件があった                                | 0  | 0  |
| 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例があった | 0  | 0  |

注) 具体的指針において権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるもの  
具体的には、開示請求の目的が、次に掲げることにあると明らかに認められる場合

- ① 開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること
- ② 開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと
- ③ 開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

#### 5. その他

Q12. 政治資金適正化委員会に対する主な意見、要望等

(1) 政治資金監査制度に係るもの

(単位：選管数)

|   |   |
|---|---|
| ・領収書等に必要記載事項の不備があるケースが多数みられた。この場合、監査人から会計責任者に指摘する必要があるが、監査報告書の「記載例(2)」では、会計帳簿の記載不備を指摘する書きぶりになっているため、監査報告書では特に指摘がされない。会計帳簿と突合する領収書等の記載不備について監査報告書で明記するよう「記載例(2)」の内容の検討をお願いしたい。 | 1 |
| ・監査を受けているにもかかわらず、計算ミスや支出年の誤り等の初歩的なミスも非常に多く、監査マニュアルに対して、監査の実態が伴っていないという印象を受けざるを得ない。監査の信頼性に疑念を禁じ得ないため、研修修了要件の強化(試験の実施など)、年1回の研修参加の義務化や更新制の導入など、監査人の質的向上のための見直しが必要と考える。          | 1 |
| ・個別指導により改善が見られない監査人に対しては、資格停止など厳しい対応をお願いしたい。  | 1 |

(2) 登録政治資金監査人に対する研修や適正な監査の周知徹底に係るもの

(単位：選管数)

|  |  |
|--|--|
| ・平成26年分の要旨公表後においても、監査を受けた政治団体から支出の内容に誤りがあり、収支報告書を訂正した事例が複数あったので、 |  |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| 引き続き、収支報告書の内容の確認を政治資金監査人にご指導願いたい。  | 1 |
| ・監査報告書の記載例が変更されているにもかかわらず、変更前の記載例のまま提出されるケースが多数みられるため、最新の政治資金監査マニュアルを使用し、適正に監査を行うよう政治資金監査人に対し、周知徹底をお願いしたい。 | 1 |
| ・引き続き政治資金の適正化に向けた御指導や御助言、情報提供をお願いしたい。  | 1 |

### (3) 少額領収書等の開示に係るもの

(単位：選管数)

|   |   |
|---|---|
| ・県内の政党所属国会議員に関する政治団体の請求可能な3年分（22年分～24年分）の少額領収書等について、費目及び支出目的を特定せず全ての費目を対象とした開示請求があった。請求時点での対象文書は3～4万枚と膨大な量となり、政治団体に多大な負担を及ぼすだけでなく、個人情報黒塗りするため、県選管の事務にも著しい支障が生じるおそれがあった。このときは請求者に説明し、対象年を限定、開示期限の延長で対応した。このような請求は、権利の濫用に該当し得るケースと考えられ、是正に向けた検討をお願いしたい。 | 1 |
|---|---|

### (4) その他

(単位：選管数)

|  |   |
|--|---|
| ・政治資金監査を経た収支報告書であっても、選管チェックにより多くの記載誤りが発見され、監査報告書についてもそもそも所定の記載方法のとおり作成されないような場合すらある。収支報告書の不備の指摘は実質的に選管が行っており、また、監査人による監査が適切に行われているかを選管でチェックする業務も昨年より行うこととされているため、各都道府県における業務をいたずらに増やすことのないよう御配慮願いたい。 | 1 |
| ・個別の指導・助言の取組に関して確認項目以外の項目を含めて報告することについては、選管職員では知識も少なく対応に苦慮しており、事務的な負担も増加している。  | 1 |
| ・各監査人が作成する監査報告書の様式については、ひな型や記載例は示されているものの、ケースごとに様々なスタイルがあり、細かい部分までチェックするのに時間を要している。統一様式として、監査報告書の様式をチェックボックス形式（必須事項）＋その他事項欄としてはどうか。  | 1 |
| ・個別の指導・助言に係る調査と政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査とを一元化していただきたい。登録政治資金監査人への必要事項等の周知徹底及び質の向上に資するよう、引き続き御尽力をお願いしたい。  | 1 |

※ 回答方法は自由記載

## VI. 調査結果を踏まえた対応

今回の調査の結果、総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱等したものが見られた。

また、都道府県選挙管理委員会からは、個別の登録政治資金監査人に対する指導の徹底などの意見が寄せられている。

このため、当委員会として、政治資金監査報告書の記載状況等の改善を図るために、政治資金監査の質の向上を目的とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を進めていくとともに、フォローアップ研修に関して、今回の調査結果等を踏まえた研修内容の充実等に取り組むこととする。具体的な対応としては以下のとおり。

### ○ フォローアップ研修における研修内容の充実等

#### (1) 研修資料の解説部分における記載の重点化及び演習問題における事例の充実

今年度のフォローアップ研修においては、政治資金監査の実施方法及び政治資金監査報告書の記載方法について、会計帳簿等の関係書類や誤りやすい事例等を用いた解説及び初めて演習問題による事例解説を行ったところ、参加者アンケートにおいて高い評価が得られた。

このため、今年度の研修資料の基本的な構成は維持しながら、政治資金監査の実務に関する参加者の理解がより深まるようなものとなるよう、解説部分については参加者の意見を踏まえてポイントを絞ったものとするとともに、演習問題については誤り事例等を充実させることで、内容の見直しを図ることとした。

具体的には、以下のとおり。

- ① 政治資金監査チェックリストや政治資金監査報告書チェックリストによる確認事項ごとの解説について記載の重点化を図るとともに、例えば会計帳簿と領収書等との突合において記載事項が整合的でなかったなど、今年度から開始した登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組や今回の調査結果によって把握できた政治資金監査報告書の記載例からの逸脱事例等について、同チェックリストにおける確認事項との対応関係を示すことにより逸脱等の発生の防止を図ることとした。
- ② 演習問題について、例えば徴難事情に該当しない領収書等の紛失に係る支出について徴難明細書に記載した事例など、今回の調査結果等において実際に把握した事例等を用いることで、より実務に即した内容とすることとした。

#### (2) 会計帳簿・収支報告書作成ソフト等の周知

総務省がホームページで無償で提供している会計帳簿・収支報告書作成ソフトについては、これまでも所管庁等による周知によって普及してきてはいるが、いまだ収支報告書上の計算誤り等が散見されるとの今回の調査結果等を踏まえれば、金額の小計・合計の自動計算機能等を有する同ソフトの一層の普及が求められる。

当委員会としても、これまでにフォローアップ研修等において同ソフトを紹介し、その活用を求めてきたところであるが、今回、新たに同ソフトの概要や入手先等を示した資料を研修資料に追加し、同ソフトのより一層の普及促進を図ることとした。

なお、これに関連して、収支報告書や政治資金監査報告書等をオンラインで申請す

るため政治資金関係申請・届出オンラインシステムについて、直近の更新によって電子的な署名の手段として公的個人認証サービスに加え、税理士に広く普及している税理士用電子証明書の利用も可能となったことから、その周知を図るため、これについても新たに資料に盛り込むこととした。